

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第31号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

	改正後	改正前
	<p>(県税の納稅管理人)</p> <p>第24条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉱区税又は県が課する固定資産税の納稅義務者又は特別徵収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、課税地を所管する県税事務所等の所管区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納稅管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は当該所管区域外に住所等を有する者のうち納稅に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納稅管理人として定めることについて、同日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納稅管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。</p>	<p>(県税の納稅管理人)</p> <p>第24条 法人等（法人及び法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉱区税又は県が課する固定資産税の納稅義務者又は特別徵収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、課税地を所管する県税事務所等の所管区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納稅管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は当該所管区域外に住所等を有する者のうち納稅に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納稅管理人として定めることについて、同日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納稅管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。</p>
2～4 略		2～4 略
	<p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第39条 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる法人 年額 2万円 ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第7条の4に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）を行うものを除く。）</p>	<p>(法人等の均等割の税率)</p> <p>第39条 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第4号までにおいて同じ。） 年額 80万円</p>

イ 人格のない社団等（法第24条第6項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）

ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの 年額 5万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの 年額 13万円

(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの 年額 54万円

(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの 年額 80万円

2 人格のない社団等又は法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託（以下「法人課税信託」という。）の引受けを行うものは、法人とみなして、前項の規定を適用する。

（法人の均等割の減免）

第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。

(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 54万円

(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 13万円

(4) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 年額 5万円

(5) 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 2万円

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第7条の4に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託（以下「法人課税信託」という。）の引受けを行うものは、法人とみなして、前項の規定を適用する。

（法人等の均等割の減免）

第40条 収益事業を行わない法人等で次の各号のいずれかに該当するもののうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。

(1) 法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律

2 略

3 前2項の規定によって法人の均等割の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 当該法人の住所、名称及び代表者の氏名
(2)・(3) 略

4 第1項又は第2項の規定によって法人の均等割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)

第40条の5 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第41条 略

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(家屋の主体構造部の取得者に対して課された附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の還付の申請等)

第48条の2 法第73条の2第7項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(5) 略

第7号) 第2条第2項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を含む。)

(2) 社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

2 略

3 前2項の規定によって法人等の均等割の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 当該法人等の住所、名称及び代表者又は管理人の氏名
(2)・(3) 略

4 第1項又は第2項の規定によって法人等の均等割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)

第40条の5 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第3項第1号に規定する証券業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(法人等の課税標準の区分経理の義務)

第41条 略

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業とその他の事業とをあわせて行う法人等で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(家屋の主体構造部の取得者に対して課された附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の還付の申請等)

第48条の2 法第73条の2第8項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1)～(5) 略

2 法第73条の2第7項の規定により不動産取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、その還付すべき額をこれに充当する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 略

(1)～(6) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)

第52条 略

(1)～(7) 略

2 略

(自動車税の税率)

第88条 略

(1)～(5) 略

2～7 略

2 法第73条の2第8項の規定により不動産取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、その還付すべき額をこれに充当する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等を取得することを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)

第52条 法第73条の27第1項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、法第73条の24第1項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことを、同条第2項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等を取得したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

2 略

(自動車税の税率)

第88条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 略

2～7 略

附 則

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徵収猶予の申告及び還付の申請の特例)

- 28 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年）」とする。

(自動車税の税率の特例)

- 29 略

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成9年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

略

- 30 略

附 則

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徵収猶予の申告及び還付の申請の特例)

- 28 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）」とする。

(自動車税の税率の特例)

- 29 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車等（以下「電気自動車等」という。）、バス（一般乗用用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

略

- 30 電気自動車等及び法附則第12条の3第3項に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第2項に定めるものに対する第88条の規定の適用については、

略

31 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車

(2) 天然ガス自動車（法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。）のうち次に掲げるもの

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第4項第2号イに規定する平成17年天然ガス軽量車基準（以下「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第5項に定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第4項第2号ロに規定する平成17年天然ガス重量車基準（以下「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗

当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

31 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第4項に定めるものに対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第8項に定めるもの

32 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの（附則第30項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

33 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの（附則第31項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

32 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第5項に定めるもの（附則第31項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

33 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの（附則第32項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項に定めるもの（附則第32項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2

改正後	改正前
附 則	附 則

(法人の事業税の税率の特例)

27 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第4項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」とする。

28～32 略

33 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの（附則第31項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

34 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2

27～31 略

32 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの（附則第30項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

33 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2

第10項に定めるもの（附則第32項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

35 略

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分並びに附則第9項及び第10項の規定は、平成20年10月1日から施行する。
(法人の県民税に関する経過措置)
- 2 次項に定めるものを除き、第1の表の改正部分による改正後の第39条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税の均等割及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税の均等割について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税の均等割及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 3 第1の表の改正部分による改正後の第39条第1項第1号アの規定は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第52条第2項第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 4 旧法第24条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。
- 5 第1の表の改正部分による改正後の第40条の規定は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 6 第1の表の改正部分による改正後の第48条の2及び附則第28項の規定は、平成20年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 平成20年4月1日以後の不動産の取得について地方税法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者のうち、第1の表の改正部分による改正後の香川県税条例第47条第1項に規定する申告書の提出期限がこの条例の施行の日から1月以内に到来することとなるものについての同項の規定の適用については、同項中「その不動産取得の日から60日」とあるのは、「香川県税条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第31号）の施行の日から1月」とする。
(自動車税に関する経過措置)
- 8 第1の表の改正部分による改正後の附則第29項及び第31項から第33項までの規定は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正)

第10項に定めるもの（附則第31項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

34 略

9 香川県中心市街地における県税の特別措置条例（平成11年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第9条第10項の規定により市町が認定基本計画を公表した日（当該公表した日が平成22年3月31日以前であるものに限る。以下「公表日」という。）から起算して3年内に、当該市町の区域内の中心市街地において特定商業基盤施設を設置した者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。）第45条及び<u>附則第28項</u>の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第9条第10項の規定により市町が認定基本計画を公表した日（当該公表した日が平成22年3月31日以前であるものに限る。以下「公表日」という。）から起算して3年内に、当該市町の区域内の中心市街地において特定商業基盤施設を設置した者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。）第45条及び<u>附則第27項</u>の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>

(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正)

10 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 次に掲げる者であって、その者が設置した当該施設において県内に住所を有している者5人以上を常時使用の従業者として新たに雇用したものについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び<u>附則第28項</u>の規定にかかわらず、100分の1とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 次に掲げる者であって、その者が設置した当該施設において県内に住所を有している者5人以上を常時使用の従業者として新たに雇用したものについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び<u>附則第27項</u>の規定にかかわらず、100分の1とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>